

第 1 回芽室町総合計画審議会

日 時 平成 19 年 3 月 28 日 (水) 19:00 ~
場 所 芽室町役場 3 階 第 1 委員会室

1 開 会

2 町長挨拶

3 委嘱状交付

4 会長及び副会長の選出

会 長 _____
副会長 _____
副会長 _____

5 諮 問

6 会長挨拶

7 議 事

(1) 事務局説明

- ・ 第 4 期芽室町総合計画策定の経過
- ・ 総合計画審議会について

資料 1

資料 2・3

(2) 意見交換

8 閉 会

芽室町総合計画審議会委員名簿

（敬称略）

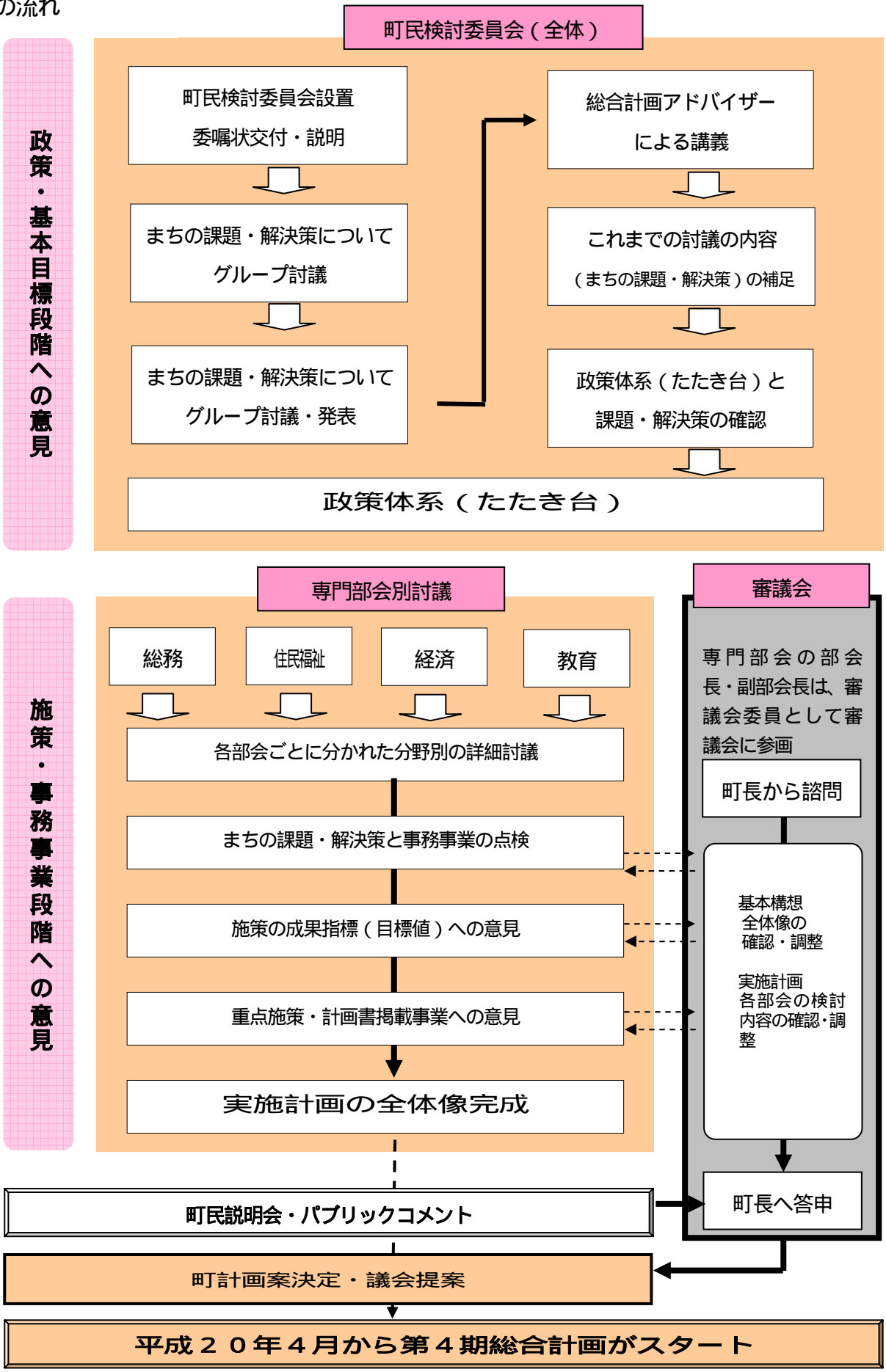
氏 名	総合計画検討委員会役職		備 考
	全 体	専門部会	
堂畑 忠雄	委員長	総務部会 部会長	
小山 友子		総務部会 副部会長	
武藤 保宏		住民福祉部会 部会長	
明瀬 幸子		住民福祉部会 副部会長	
家内 裕典	副委員長	経済部会 部会長	
西本 富行		経済部会 副部会長	
青木 昇		教育部会 部会長	
荘司 和子	副委員長	教育部会 副部会長	

（任期：平成 19 年 3 月 28 日～平成 21 年 3 月 27 日）

第4期芽室町総合計画 策定経過

1 策定の流れ

年月
 H18
 8月
 9月
 10月
 11月
 12月
 H19
 1月
 2月
 3月
 4月
 5月
 6月
 7月
 8月以降



2 町民検討委員会（全体）の概要

第1回町民検討委員会（H18.8.2）

町民検討委員の方々へ委嘱状交付
第4期芽室町総合計画の策定に向けた説明、検討体制及びスケジュールの説明
各専門部会の設置（部会長及び副部会長の選出）

第2回町民検討委員会（H18.8.31）

まちの課題・解決策についてグループ討議
・各委員の自由な発想をもとに、各部会の分野に関するまちの課題や解決策等について、委員同士が付箋で意見を出し合う。理解を深めイメージを共有していただいた。

第3回町民検討委員会（H18.9.19）

第2回目の検討を継続
・課題と解決策を分類し、抽象的なものは具体案を出していく。将来的に必要と思うことも追加。
・模造紙にまとめ、各グループごとに発表。

第4回町民検討委員会（H18.10.12）

総合計画講義「生きる総合計画づくり」
本町総合計画アドバイザー 北海道大学公共政策大学院山崎幹根助教授による講義
・総合計画は町の地方自治運営の根幹。総合計画をつくることは町の現状と課題を見つける絶好の機会である。第3期総合計画をもとに芽室町を振り返り「めむろらしさ」とはどういうものが気付いていない強みや課題を洗い出してほしい。
・何のために役場は政策を実施しているか分かることが大事。総合計画をベースとして議論できるようなものに。そのためには目標管理型の計画を。計画は樹形図（ツリー）型となり、裾野が広がる形となるが、それぞれが目的 手段としてつながるようになってほしい。

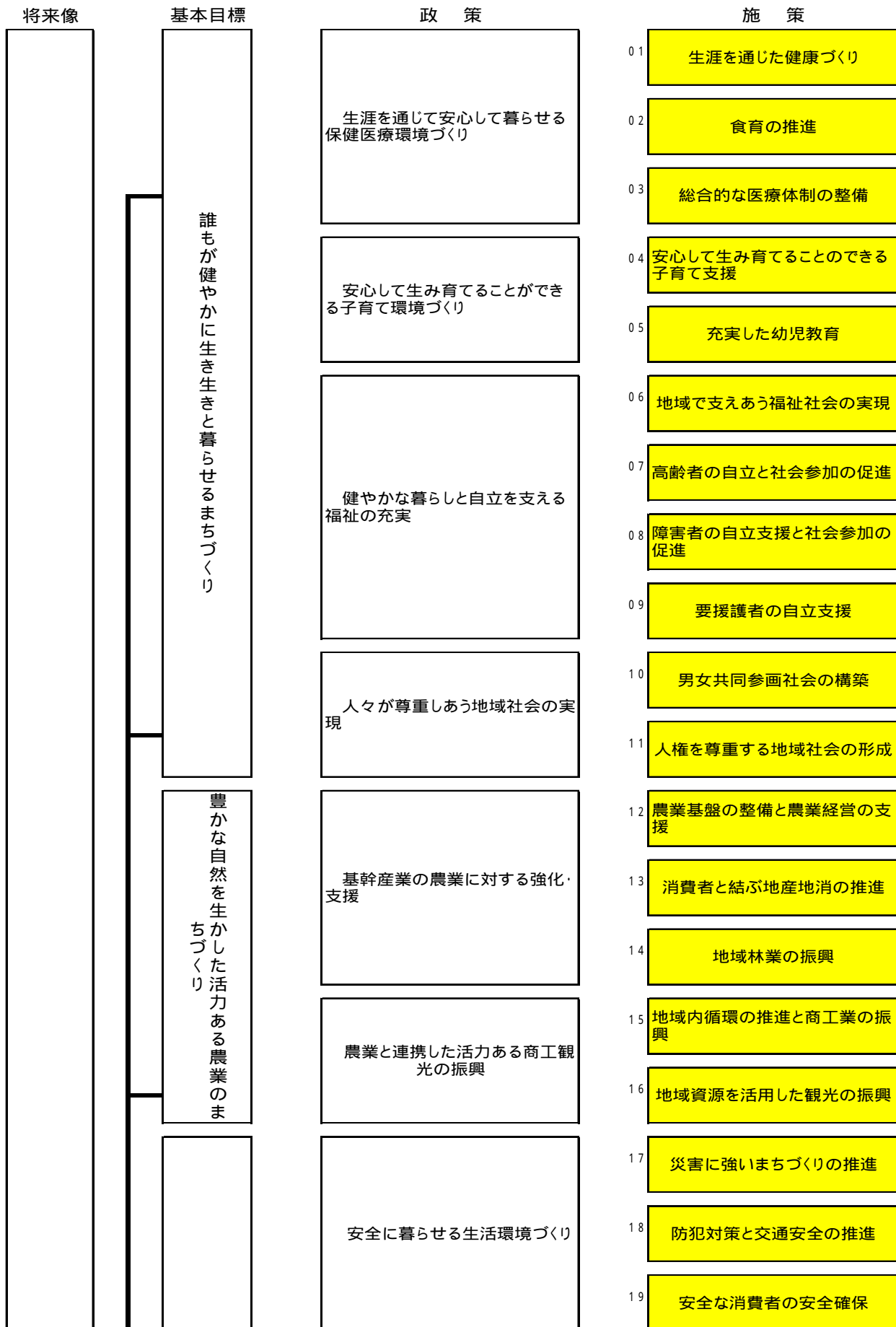
第5回町民検討委員会（H18.11.9）

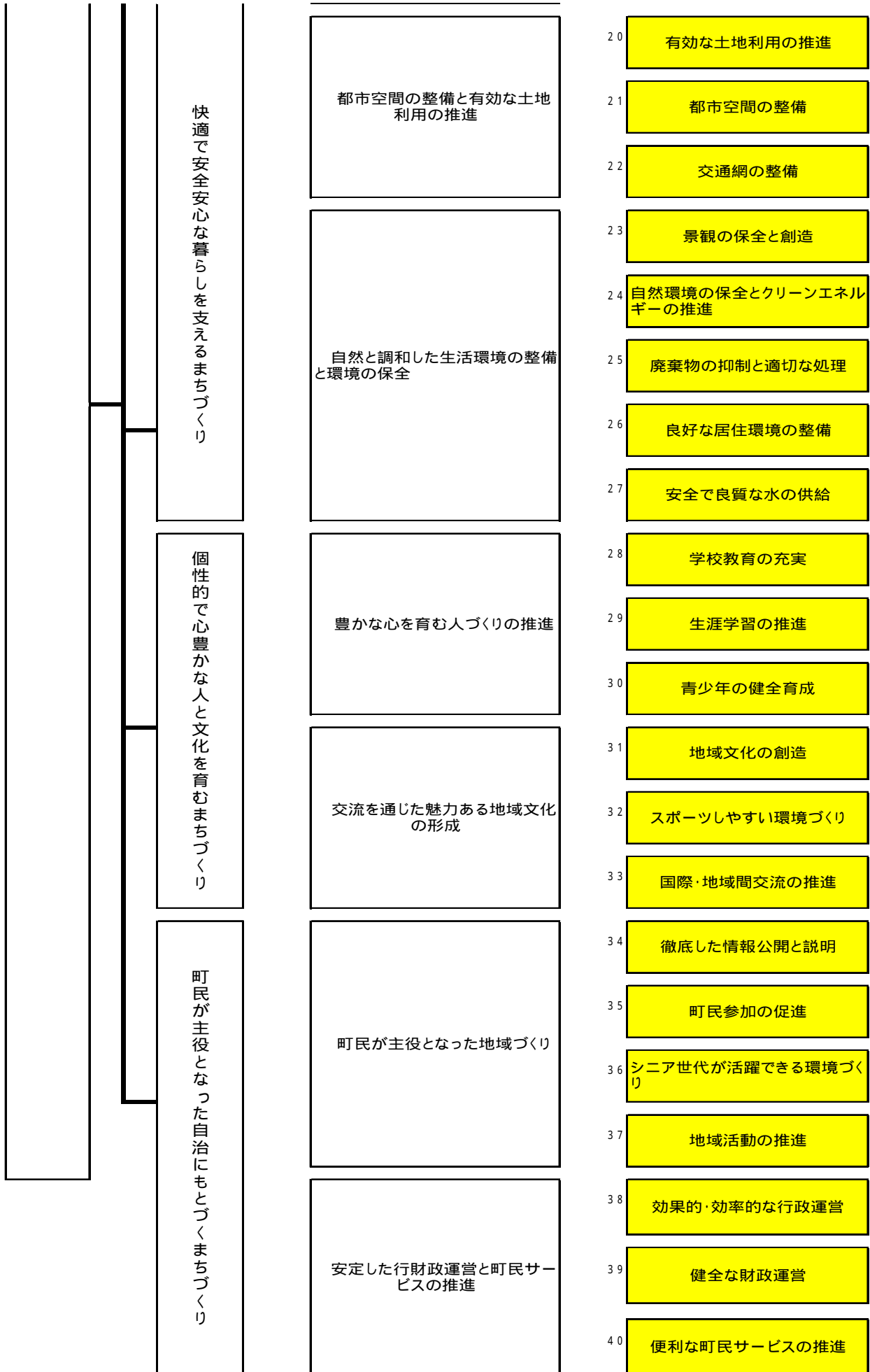
第2・3回グループ討議の内容補足
・講義を踏まえ、これまでのグループ討議の内容をより充実させた。各部会のグループで検討したまちの課題や解決策に他部会として意見を付け加えていく・補足していく作業を行った。
・これまでの検討委員会で抽出されたキーワードをもとに、まちづくりの柱イメージを提示。

第6回町民検討委員会（H18.11.27）

政策・施策体系（たたき台）の点検
・事務局から政策体系のたたき台（基本目標・政策段階）を示し、これまでの課題・解決策をシールとして当てはめ。基本目標や政策が、これまでの討議により抽出された課題・解決策を的確に反映したのものとなっているか検討頂き、修正を加えた。
・今後は専門部会に分かれ、施策・事業レベルの検討を行うこととした。

第4期芽室町総合計画政策体系(仮)





3 第1回専門部会(12月下旬)における意見

今後の専門部会について

会議の進め方については、進み具合が分かるようにしてほしい。**会議の前後のつながり**が分かるように。(総務部会)

これまでの検討委員会では、何を目的にグループ討議を行うか明確でないと感じながら作業を行っていたように思う。流れがあまり理解できなかった。(住民福祉部会)

これまでのグループ討議で抽出した「課題・解決策」をもとに政策や施策を柱立てするとのことだが、具体的にどのようなつながるか見えない。**解決策等がどう施策に結び付いていくか検討していく作業が必要**ではないか。(住民福祉部会)

意見を出しやすい・聞きやすい会議としてほしい。(経済部会)

第4期計画全般について

第4期計画は町民と行政の手づくりで策定するという意気込みであれば、自主・自立に基づいてまちづくりを行っていくということを強く訴える必要がある。第4期計画の期間の中で、**メインにやっていくもの**があればインパクトがあるのでは。(住民福祉部会)

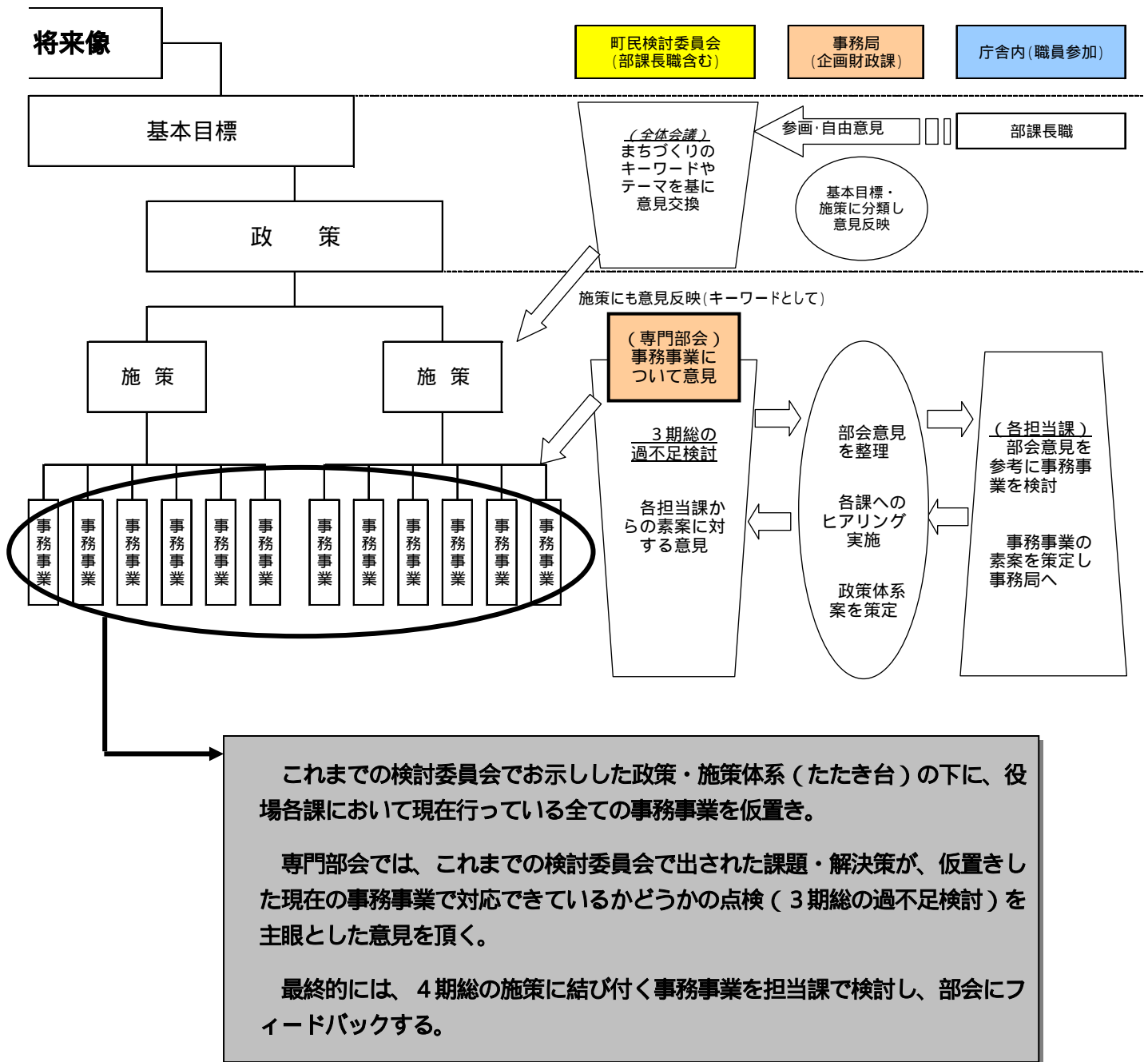
今後の年齢構成や財政の推移に伴う**10年間の課題を踏まえた内容**でなければならない。これからの時代に向けたものである意識を持って検討していきたい。(住民福祉部会)

計画期間の10年間の中で、時代の変化に伴い**策定時の想い**が徐々にぼやけていくだろう。細かな数字ではなくとも、考え方を後世に上手に伝えられるものにしたい。(教育部会)

これまでの検討委員会(全体会議)では、まちづくり全般に関する自由な討議であり、今後は専門分野別の討議となることから、これまでの振り返りと部会の進め方について検討委員から意見を頂いた。

第1回専門部会でのこうした意見を踏まえ、今後、本格的に部会検討を進めていくこととした。

4 専門部会における検討（基本的考え方）



[部会での検討手法]

「施策」は現在のところ40

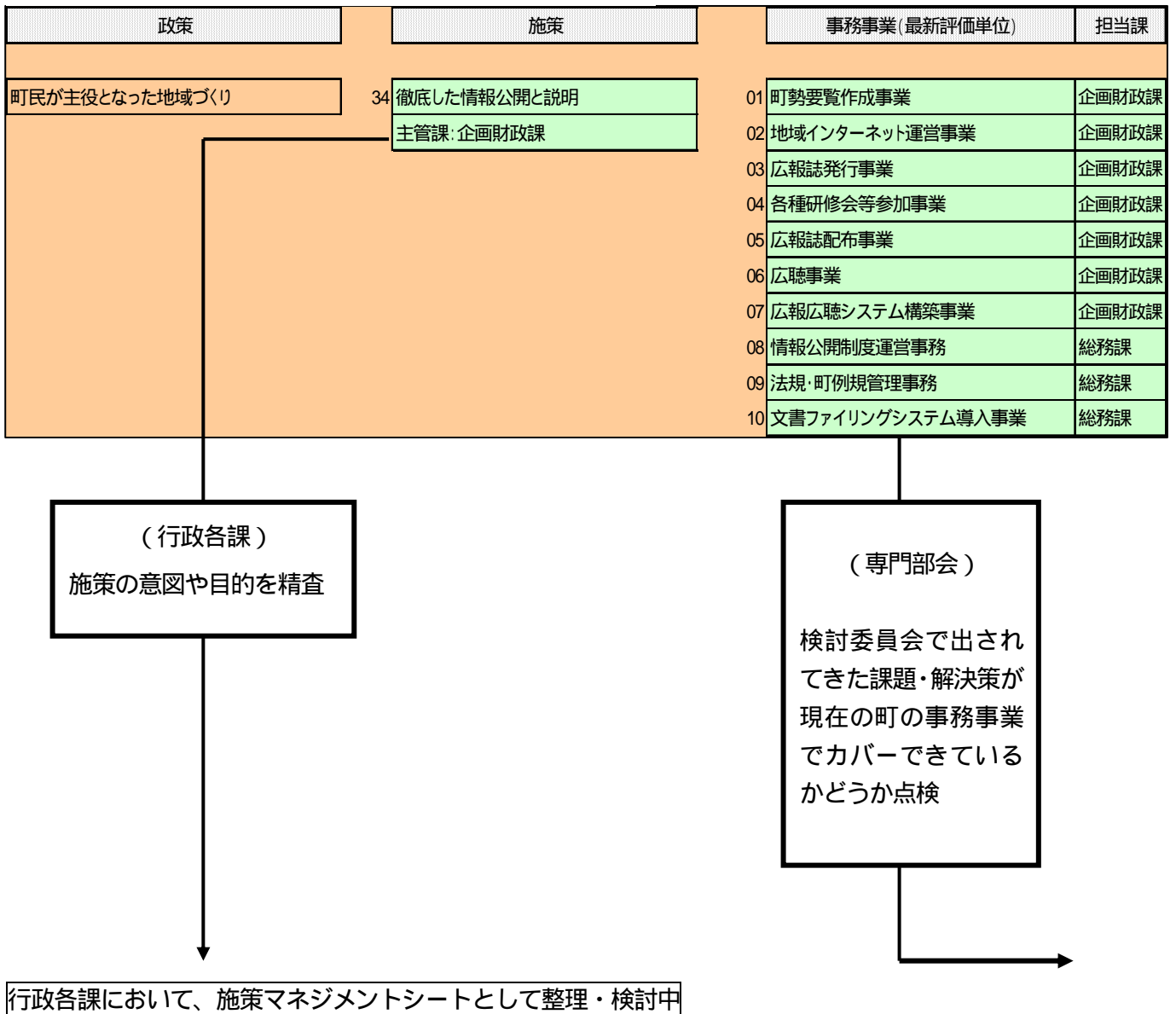
・総務部会10、住民福祉部会12、経済部会12、教育部会6 程度

1回の部会開催で2～3施策程度を討議

・施策ごとに区切るため、たとえ欠席しても議論の経過が見えないということはない。

・各部会員が「今現在どの施策を検討しており、どこがゴールとなるか」が見える。

5 部会検討の具体的手法



専門部会：課題・解決策と事務事業の点検

実施番号	34	施策名	徹底した情報公開と説明
主管課名	企画財政課	関係課	総務課
対象	町民	意図	行政と住民の情報の共有化を図る
町民・事業者の役割 (自助)	広報誌やホームページなど行政情報ツールを積極的に活用する		
地域・コミュニティ・団体の役割 (共助)	集団広聴実施の際の参加呼びかけ、広報誌の配布		
行政 (町・道・国) の役割 (公助)	広報・広聴ツール活用による情報提供や住民説明。情報取得手段の基盤整備、利便性の向上		

* 部会の視点：ヨコの関係を点検 * 行政の視点：タテの関係を点検

区分	課題	解決策	区分	事務事業名	担当課	概要	対象	意図	予算を伴う事務事業
34ア	行政情報の説明不足 地域情報の発信不足	・掲示版利用、広報誌表紙の工夫 ・必要とする情報を知るシステム ・項目別の情報発信を検討 ・地域担当制の活用	34	広報広聴システム構築事業	企画財政課	町民からの意見を町の施策や計画・予算等に反映させるため、町民意見受理から施策等へ反映するまでのプロセスや手法を確立する。	町の事務事業	町民の意見を反映させる	
34イ	行政情報の説明不足 地域情報の発信不足	・年代別整理により発信 ・カタカナ文字は注釈を付ける・簡単な表現にする ・広報誌以外の手段を検討	34	広聴事業	企画財政課	個別広聴（ホットボイス等）、集団広聴（各種トーク）により、町民と行政の情報共有を図る。	町民	まちづくりに対する意識が高まり、積極的に意見などを述べるようになる	
34ウ	情報が理解できない（特に高齢者）	・民生委員・町内会との連携による高齢者（コミュニティ）対策 ・町内会や例会での説明	34	広報誌発行事業	企画財政課	町の行政情報や地域情報を編集し、月1回発行。「すまいるモニター制度」により町民から意見要望を聴き、編集に反映。	町民	町民と行政が行政情報を共有する	
34エ	情報が理解できない（特に高齢者） 行政情報が伝わっていない	・文字情報の限界に伴い言葉での情報発信を検討	34	地域インターネット運営事業	企画財政課	町内6カ所の公共施設等に情報端末を設置し、ホームページ開設、議会中継を行う。	町民	・行政情報を知ってもらう ・議会議論を見てまちの動きを知ってもらう	
34オ	多くの意見を聴く手法	・アンケート・インターネット	34	各種研修等参加事業	企画財政課	（財）日本広報協会主催の各種研修事業に参加し、広報技術を向上させ、新しい考え方を取り入れる。	広報事務従事者（職員）	企画力・編集力の向上を図る	
34カ	財政に関する情報の周知回数が少ない								
34キ	情報の共有化と地域コミュニティ	・警察との連携 ・町内会を活用した連絡網 ・情報発信場所の明確化							
34ク	情報が不要な住民への対応	・興味を持つための手法検討	34	情報公開制度運営事業	総務課	開示請求に対する決定について不服申立てがあったとき、審査会に諮問し、裁決を行う。	町民の個人情報や公文書・行政情報	・個人の権利利益の保護 ・町民への説明責任 ・不服申立て権利の保障	
34ケ	福祉関係の周知を理解しづらい表現にする		34	法規・町例規管理事務	総務課	各課が起草する条例・規則・要綱等について、法令適合性や用語を審査し、町例規集に登載する。	制定・改廃される条例等	法令に適合し、町民に分かりやすい条例等の整備・公表	
34コ			34	文書ファイリングシステム導入事業	総務課	行政情報の提供・公開に迅速に対応し、職員の情報共有化を図るため、文書の分類・整理・保管体制をシステム化。	職員及び情報公開を申請する住民	・担当者不在時の対応迅速化 ・文書保管・廃棄サイクル確立 ・執務室の景観改善	
34サ									
34シ									
34ス									
34セ									

専門部会での討議シート

1. 重要な課題や解決策に対応できているか 2. 行政として強化すべき点・縮小すべき点（自助・共助・公助の観点）

第2回専門部会（2月下旬）から、上記シートを用いて施策ごとに検討を開始

総務部会	： 施策34 徹底した情報公開と説明	}	第2回専門部会で議論を試行 各部会の議論 ～次ページ
住民福祉部会	： 施策25 廃棄物の抑制と適正な処理		
経済部会	： 施策16 地域資源を活用した観光の振興		
教育部会	： 施策32 スポーツしやすい環境づくり		

次回以降、2～3施策ごとに区切って検討していく。

総務部会「徹底した情報公開と説明」について

- ・ 年代別にした情報提供（広報誌）は面白い視点。分野別でも良い（育児のページ、老人会のページなど）、ヨコ文字はあまり使ってほしくない。
- ・ 参加条例上は通勤者や通学者も町民である。企業に広報誌を配布するならば、学校（芽高など）にも配布してよいのではないか。
- ・ 広報誌以外の情報提供手段の検討は必要。そもそも「広報事業」はないのか。
- ・ 「徹底した情報公開と説明」という割には「説明」をメインとした事業がない。広聴事業に含まれてはいるが。広聴事業を2種に分ける（聴くもの・話し合うもの）のもよい。
- ・ 「地域担当制の活用」に関する事業は、施策37「地域活動の推進」として置いており、本来的には地域活動への支援的なもの。しかし今の段階ではそこまで至らず行政からの説明に留まる。この施策「徹底した情報公開と説明」の手段（事業）となる方が適切かもしれない。
- ・ 芽室町はインターネットを利用している人の比率が高いらしい。例えば、事前に登録した者を対象に、子育て情報・情報など分野を各自が選択し、自動的に情報が送られる（メーリングリスト）、携帯電話メールを利用した情報提供もよい。災害情報などリアルタイムで必要なものに有効。
- ・ 高齢者情報もこれからの時代に必要ではないか。認知症を検査したり自分でケアしたりするような勉強会など。高齢者には直接話をすることが必要になるため難しいが。

住民福祉部会「廃棄物の抑制と適正な処理」について

- ・ 古着の活用をもっとできないか。衣服はリサイクルするしかないが相当量出る。これがゴミになるなら新しいものとして活用した方がよい。オークルに衣服を袋に入れて渡して入所者が切って売っている。行政としてはもっと目に触れるような宣伝をしてはどうか。
- ・ ゴミ処理は行政の役割としてある。市民活動でできる範囲も少ない。運搬費を支援するなど必要では。オークルも一部回収し再利用しているが、送料コストもかかり最近は消極的な考えの模様。ごみはコストがかかるのが悩み。廃油も同様。日甜では相当量のウェスを使用する。行政がオークルとのつなぎをするなど必要では。
- ・ ウェスでも堆肥でも町内循環できる仕組みとなれば理想的。
- ・ 生ごみは段ボールで手軽に堆肥化できる。町内会で実施したものを買い取るなど、地域担当制を活用して町内会と連携をとる役割を果たしてほしい。堆肥化は小グループでもできる。農協や園芸業者との提携を取り持ったり、モデル地区の設定など、運動や活動を支えることが行政として必要。立派な支援センターもあるし、団体同士のネットワーク・コミュニケーションを図れるようにしてほしい。

経済部会「地域資源を活用した観光の振興」について

- ・ ふるさと会は、会員が高齢化し参加人数も少なくなってきた。東京では役員のなり手もない。開催も閉鎖的。屋外で開催し物産展などもできないか。旭川も参加する人は固定化。一般の人がフリーに参加しやすいように。時間帯など工夫しなければ。東京は支援しなくてもよいのでは。
- ・ 十勝型観光での「優待券無料配布」は非現実的。「十勝型」とはどのようなものを指すか。通過型・体験型。グリーンツーリズムが一時ブームになったが、今の芽室ではできていない。シーニックバイウェイも芽室は通過されるだけ。解決策として滞在型農業とあるが、芽室の農業は規模が大きく生産に忙しいので、いつ来るか分からない滞在農業は無理して来てもらわなくともよいという感覚ではないか。
- ・ 少しだけ体験して帰るような（まおいの丘のような）観光農園は、道内にあまりない。それができるのは野菜よりもその場で食べられる果物の方に分がある。これからはエージェントを通さない個人観光にシフトしていくのだから。
- ・ 観光協会運営支援は、意義があると思えない。物産協会の方が芽室には適当。
- ・ 観光単体での施策は苦しい。「食」や農業と一緒になければならない。

教育部会「スポーツしやすい環境づくり」について

- ・ 各種大会出場支援事業については、昨今盛んなフットサルなどの室内スポーツで対象にならないものもある。主催が公の場合は対象。国などが後援していれば対象になるが、民間レベルのものについては、限られた財源であるため対象とならない。
- ・ 実際に大会等に参加している子どもにとってはやることは同じであり、大会によって支援有無が分かれるのは理解できるが何とかならないかという感じもある。少なくとも、そうした基準があることをもっと理解してもらうようにすべきだと思う。
- ・ スポーツ教室開催事業は、女性向けが多く夜間や土日が主。男性の参加は少ない。例えばスポーツジムのように、一教室を毎週曜日を決めて開催するなどできないか。
- ・ プールなどの施設は指定管理者が行っているが、施設の管理だけ。選任指導員も多忙のため、つきっきりになれない。
- ・ 行政としては、財政的な事情も勘案して考えてしまうため「できる」「できない」と行政として整理してしまうが、検討委員（町民）の方々は財政的なことを抜きにしているんなアイデアを出して頂ければ。

1 総合計画審議会について

(1) 条例上の位置付け

町長の諮問に応じて、総合計画に関する諸般の事項を調査審議し、町長に答申する。
(芽室町総合計画審議会条例第2条)

(2) 過去の審議会（第1期～3期芽室町総合計画）との違い

過去の審議会	諮問：町長から、役場で作成した総合計画書案を受ける 答申：上記に対して、審議会意見を付して町へ答申
第4期総合計画審議会	諮問：町長から、総合計画書案の策定を審議会へ諮問 答申：総合計画書案を策定し、町へ答申

(3) 第4期総合計画審議会の構成等

審議会の構成	町民検討委員会専門部会の部会長・副部会長
役割	町長の諮問機関であり、総合計画の策定について諮問を受け、基本構想及び実施計画を策定し、答申いただく 基本構想全体像の確認及び調整 専門部会の検討内容（実施計画）の確認及び調整

(4) 町民検討委員会との関わり

基本的には、総合計画の内容は検討委員会（部会）において検討して頂きます。

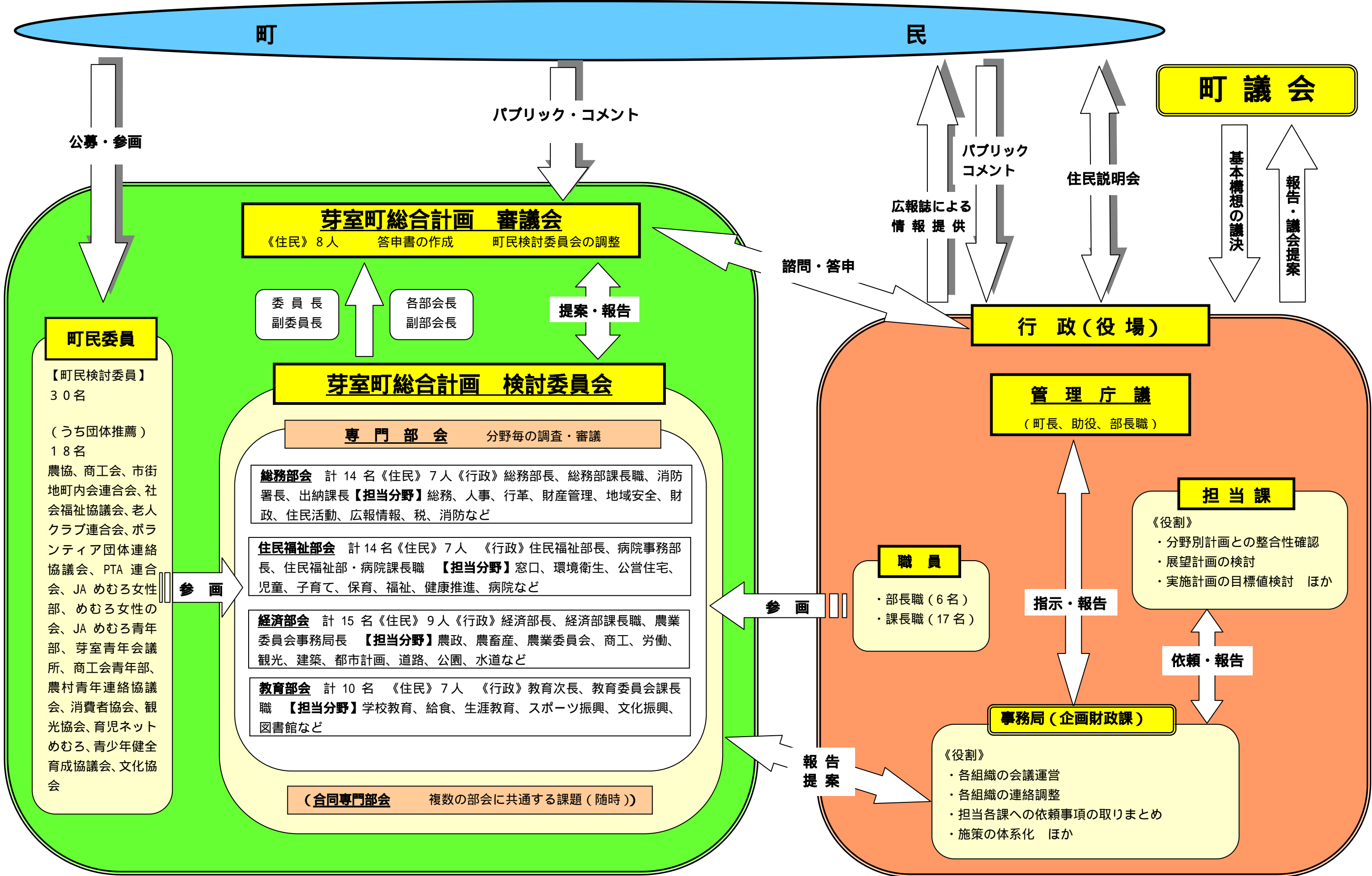
審議会は、各部会で出された意見（計画書の内容・部会会議の進め方）について、4部会の共通認識を図る場としています。

このため、答申までは、各部会の検討内容の確認（追認）が主な役割となりますが、必要に応じて横断的事項の調整も考えられます。

2 審議会等の当面の流れ（案）

時期		回	審議内容	検討委員会
3月	上 中 下	第1回：諮問	町より諮問	課題・解決策と事務事業 のマッチング検討 将来像への意見 成果指標への意見
4月				↓
5月	上 中 下	第2回：審議	基本構想の審議(部会検討内容の確認・調整) * 将来像、政策体系	基本構想内容への意見
6月	上 中 下	第3回：審議	基本構想の審議(部会検討内容の確認・調整) * 重点施策 実施計画の審議(部会検討内容の確認・調整) * 掲載事業、成果指標目標値	重点施策への意見 成果指標目標値への意見
7月	上 中 下			総合計画書内容全体の 完成
8月	上 中 下	パブリックコメント 期間		(パブリックコメント期間)
9月	上 中 下	第4回：答申	総合計画書(基本構想・実施計画) を付して答申	

『第4期芽室町総合計画策定体制』



第4期芽室町総合計画 今後の策定スケジュール

	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
施策の体系化																											
・施策の対象、意図、成果指標の検討			各課照会			事務局資料調製	専門部会			専門部会	専門部会			専門部会	管理庁議												
・施策に沿った事務事業の検討			各課照会			事務局資料調製	専門部会			専門部会	専門部会			専門部会				各課照会 (再整理)	管理庁議	専門部会							
・成果指標の値(現状値・目標値)の検討						各課照会 (現状値)	専門部会			町民意識調査	調査結果整理			各課照会 (目標値検討)				各課照会	専門部会	管理庁議	専門部会						
・計画書掲載事業の選定																		各課照会		管理庁議	専門部会						
・将来像の検討			事務局検討				専門部会				専門部会	専門部会			専門部会	管理庁議			専門部会								
重点施策の選定																											
町内配布冊子の内容確認																											
			事務局検討			校正	専門部会	発行																			
将来人口目標値・土地利用方針																											
			庁内協議																								
計画書の文章化																											
・基本構想			事務局文章化																								
・実施計画																											
・展望計画																											
その他																											
・協議等																											
・小中学生との意見交換																											
再掲(組織別)																											
・町民検討委員会(専門部会) 主要な検討項目																											
・審議会																											
・各課検討																											
・JMAC構造改革推進セクター																											

パブコメ・町民説明会等

議会提案

答申

町内配布冊子の確認
スケジュールの確認

課題・解決策と事務事業のマッチング検討
将来像の検討、成果指標への意見

重点施策への意見
基本構想の確認

目標値の確認
掲載事業の検討
実施計画の確認

諮問

成果指標(目標値)の検討

事務事業の再整理

施策の対象、意図、成果指標の検討

基本構想文章の確認

計画書掲載事業の選定

施策に沿った事務事業の検討

成果指標(現状値)の把握

実施計画文章の作成

町内配布冊子内容の確認

展望計画内容の確認

現状分析研修

目標値設定研修

芽室町総合計画審議会条例

昭和42年12月21日
条例第55号

(設置)

第1条 芽室町の総合計画を推進し、その円滑なる遂行を期するため、町長の附属機関として、芽室町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所管事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、総合計画に関する諸般の事項を調査審議し、町長に答申する。

(審議会委員の定数)

第3条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、40人以内とする。

2 委員は、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了の場合を除き、新たに委嘱する委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表し、その会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の招集)

第6条 審議会は、必要に応じ町長が招集する。

(会議)

第7条 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 審議会は、審議会の決定により、専門部会を置くことができる。

(審議会の事務処理)

第9条 審議会の庶務は、総務部企画財政課が処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 以下略

芽室町総合計画審議会条例施行規則

昭和58年7月9日
規則第16号

(趣旨)

第1条 芽室町総合計画審議会条例(昭和42年条例第55号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(審議会招集の特例)

第2条 諮問事項について調査、審議する審議会の招集は、条例第6条の規定にかかわらず会長がこれを行う。

(専門部会)

第3条 条例第8条の規定による専門部会(以下「部会」という。)の設置は、諮問事項に応じて、審議会で決定する。ただし、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解散するものとする。

2 部会の委員は、審議会で決定する。

第4条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長の選任等については、条例第5条の規定を準用する。

3 部会の招集は、部会長が行い、専門部会の審議については、条例第7条の規定を準用する。

4 部会長は、部会の調査、審議にかかる経過を審議会に報告するものとする。

(合同専門部会)

第5条 会長は、必要に応じ2以上の専門部会をもって、合同専門部会を開くことができる。

(意見の陳述)

第6条 部会長及び副部会長は、その所掌する事項について必要があるときは、他の部会に出席し意見を述べることができる。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に必要な事項は、会長が審議会にはかり定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 画 第 2 2 7 号

平成 1 9 年 3 月 2 8 日

芽室町総合計画審議会会長 様

芽室町長 宮 西 義 憲

第 4 期芽室町総合計画（案）の策定について（諮問）

第 4 期芽室町総合計画を定めるにあたり、次について答申を受けたく、ここに諮問します。

記

諮問事項

第 4 期芽室町総合計画基本構想（案）及び実施計画（案）の策定

諮問理由

本町では、平成 7 年 1 2 月に「第 3 期芽室町総合計画 - めむろ未来プラン - 」を策定し、平成 8 年度から平成 2 2 年度を構想期間として各種施策や事業を推進し、まちづくりを進めております。

しかし、平成 1 2 年の地方分権一括法の施行による地方分権の推進、国の財政悪化による地方交付税の削減、さらに、平成 1 6 年に芽室町が当面他市町村と合併をしない自主・自立の道を選択したことなど、第 3 期総合計画を策定した当時と比べ、町を取り巻く環境は大きく変化してきております。

こうした社会経済情勢の変化や本町の課題に的確に対応するため、本町としては現在の第 3 期総合計画を平成 1 9 年度をもって見直すこととしたものであり、この度、平成 2 0 年度から平成 2 9 年度までの 1 0 年間に構想期間として、将来のあるべき姿や目標を町民の皆さんと共有し、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするための「第 4 期芽室町総合計画」(案)の策定について、貴審議会に諮問するものであります。

(企画財政課企画財政グループ)